

小郡市監査委員公表第14号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和4年5月9日に小郡市長から、令和4年5月18日に小郡市教育長から、定期監査の結果に関する措置状況について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和4年5月31日

小郡市監査委員 高山 晃
小郡市監査委員 佐々木 益雄

定期監査の結果に関する措置状況

第1 監査結果と措置の件数

- 小監公表第8号（令和4年3月3日付 生活環境課）分
..... 1件
- 小監公表第1号（令和4年1月11日付 スポーツ振興課）分
..... 1件

第2 講じた措置の内容

以下のとおり

小監公表第8号（令和4年3月3日付 生活環境課）分

	監査の結果	措置の状況
1	<p>指摘事項（1）予算事務について適正な処理を求めるもの</p> <p>ごみ処理手数料について、指定ごみ袋等販売店への販売手数料を販売代金から支払い、その残額を市に納入させるといった繰替払をしているが、歳出予算に販売手数料を計上していなかった。</p> <p>一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。繰替払は現金操作上の特例に過ぎないので、販売手数料を歳出予算に計上しなければならない。適正な予算編成を行われたい。</p>	<p>庁内で協議を行った結果、歳入歳出の予算編成に今後整理すべき課題があるとの認識には至りましたが、補正予算として計上する緊急性が欠けること、法制上遡及適用ができないこと等を勘案し、令和3年度予算における予算整理はできないと判断し、現状の処理を維持することとしています。</p> <p>令和4年度予算においては、上記課題を解決するため歳入予算、歳出予算ともに計上し、繰替払として処理をする予定です。</p>

	監査の結果	措置の状況
1	<p>指摘事項（1）契約事務について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>小郡市体育館受付管理業務において、契約書では「勤務時間は17時から22時30分」となっているが、変更契約を行わず、勤務時間を変更していた。</p> <p>契約の内容を変更しようとするときは、変更契約書を作成しなければならない。適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>令和4年1月30日付で、体育館を臨時休館あるいは時間短縮した分の勤務時間を16時から18時の間に振り替えることができる旨の変更契約を締結しました。</p> <p>振り替えができず、勤務実績に対して、契約金額が超過している分については、令和4年3月25日付で、勤務実績に合わせて減額する変更契約を締結しました。</p> <p>今回の指摘事項については、この様に対応しましたが、本来であれば、勤務時間の増減等、契約内容に変更が生じる場合は、必要な予算措置を行い、速やかに変更契約を締結しなければならないものですので、今後は、適正な契約事務を行います。</p>